

ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

湯前町役場 企画観光課

●ふるさと納税のワンストップ特例制度について

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる仕組みです。

この制度を利用するには、以下の①申告特例申請書、②本人確認用の添付書類を湯前町に提出していただく必要があります。

①申告特例申請書… **太枠内にご記入**

②本人確認用の添付書類… **マイナンバーおよび本人を確認できる書類の写しを別紙1に貼り付け**

※別紙および本人確認用書類を貼り付ける別紙1をご利用ください。

※お送りいただいた①および②をもとに、湯前町より寄附者様のお住まいの自治体に通知され、翌年度の住民税で寄附金税額控除されます。

※個人番号(マイナンバー)の記入ミスや、本人確認用の書類が添付されていない場合など、書類に不備がありますと制度をご利用いただけない場合がございますため、湯前町ではご返送またはご連絡後再提出をお願いしております。**※提出の際には、申請書の記載内容および添付書類の確認を必ずお願いいたします。**

●書類の発送先

〒868-0621

熊本県球磨郡湯前町1989-1

湯前町役場 企画観光課 ふるさと納税係 宛

TEL:0966-43-4111

☆ご注意ください！

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

☆ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告をした、または住民税の申告をした
- ・6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市区町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ワンストップ特例申請をしたあとで、市区町村外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には寄附した翌年の1月10日までに湯前町に届け出れば、特例が適用されます。

※ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

本人確認書類(写)添付台紙

別紙 1

住 所	〒	氏 名	
-----	---	-----	--

ワンストップ特例制度を利用される場合、【申請書に個人番号（マイナンバー）の記入】と【個人番号確認と本人確認の書類の写しの添付】が必要です。以下の【A】～【C】のいずれかのパターンで、番号確認と本人確認のための書類をこの台紙に貼り付け、申請書と一緒に郵送してください。

※台紙の表面に貼り切れない写しは裏面部分に貼ってください。

【A】 マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方
マイナンバーカードの表面と裏面の写しをそれぞれ貼ってください。



【B】 マイナンバー通知カードもしくは住民票（個人番号記載あり）をお持ちの方
通知カードの表面の写しもしくは個人番号が記載された住民票の写し と 身分証の写し（1点）を貼ってください。

- 通知カードの表面の写し
(転居先等の記載がある場合は両面)
- もしくは
- 住民票（個人番号記載あり）の写し
(この台紙の裏側に張り付けてください。)



(身分証の写し)

- 運転免許証
 - パスポート
- のうちのいずれか1点
- ※顔写真、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。

【C】 【B】の身分証明書（運転免許証もしくはパスポート）をお持ちでない方
通知カードの表面の写しもしくは個人番号が記載された住民票の写し と 身分証の写し（2点）を貼ってください。

- 通知カードの表面の写し
(転居先等の記載がある場合は両面)
- もしくは
- 住民票（個人番号記載あり）の写し
(この台紙の裏側に張り付けてください。)



(身分証の写し)

- 公的医療保険の被保険者証
 - 年金手帳
 - 障害者手帳
 - 在留カード
- などのうちのいずれか2点
- ※氏名、住所といった情報が確認できるようにコピーしてください。